（電気事業会計規則の一部改正）

第五条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第１（第３条関係）

⑴　固　定　資　産

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
業務設備	（略）	（略）
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項の規定による国際協力排出削減量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
（略）	（略）	（略）

⑵　流　動　資　産

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
売掛金	（略）	（略）
	廃炉円滑化負担金相当収益	（略）
	系統整備負担金相当収益	系統整備負担金相当収益の未収分を整理する。関係会社に対するものを除く。
諸未収入金	（略）	（略）
		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が１年を超えるものを除く。
	（略）	（略）
	調整交付金	調整交付金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の２第１項の規定により交付される交付金をいう。以下同じ。）の未収分（翌事業年度以降に精算される調整交付金（以下「差額調整額」という。）を含む。）を整理する。
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第３条関係）

⑴　固　定　資　産

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
業務設備	（略）	（略）
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
（略）	（略）	（略）

⑵　流　動　資　産

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
売掛金	（略）	（略）
	廃炉円滑化負担金相当収益	（略）
	（新設）	（新設）
諸未収入金	（略）	（略）
		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が１年を超えるものを除く。
	（略）	（略）
	調整交付金	調整交付金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の２第１項の規定により交付される交付金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
（略）	（略）	（略）